

A bird flies. は「鳥が飛ぶ」とか「鳥は飛ぶ」とか訳せるが、When a bird flies, … は「鳥の飛ぶとき…」となる。文語ならば「鳥飛ぶ」でもいいわけであるが、「が、は、の」と助詞は変つても a bird flies という表現は変らない。「鳥、鳥が、鳥は、鳥の」は「飛ぶ」に対して主語のはたらきをしていると言うのと、a bird が flies に対して subject のはたらきをしていると言うのと並行している。また「鳥、鳥が、鳥は、鳥の」が主格を意味している事と a bird が nominative case を意味している事と並行している。「鳥」そのものに格はないが「が、は、の」が格を示しているとすれば「鳥飛ぶ」の「鳥」は格を示す助詞がなくて「鳥」だけで格を示していると言わなければならない。a bird flies という表現は、日本語のようないくつもの変つた表現が出来るのとは違つて、この表現がおそらく唯一の表現形式であろう (the bird flies ; birds fly も同じ構造の表現と解して)。この bird は「は、が、の」の如き助詞の媒介なしに「鳥飛ぶ」の「鳥」と同じように bird だけで case を示していると言わなければならない。「鳥が飛ぶ」という日本語から吾々が感じ取るものと、a bird flies という英語から英米人が感じ取るものと共通しているものがあるとすれば、この bird には「鳥が」に相当するものが含まれており、「が」が nominative case の意味に当ると言えよう。しかし「が」だけが nominative case の意味を担当するわけには行かない。そのような助詞で示すことの出来ない意味が nominative case にあることを英米人は感知出来るのである。case とはそのような意味を言うのである。

(昭和 30 年 9 月 7 日稿)

にも認める事は元来形態によつて区別された case が意味によつても区別される事を認めることになるのである。¹

Case は意味に 関係があるとすると、 subjective, objective, possessive という case の名称はその意味を示していると考えられるかも知れない。しかし possessive case が possession の意味のみを有しているものでない事は 'of' に possession の意味ばかりあるのでない事からも容易に察しられる。 subjective, objective という事は subject, object の「機能」を有している事であつて、 subject, object の「意味」を有している事とは違う。文の中で文構成の要素が主語として機能するか目的語として機能するかという事はその主語、 目的語の case の意味と一応分離して考えるべき事である。 Who are you looking for? の who は for の object である筈であるが、 case は subjective であつて objective ではない。と同時にこの who には whom の意味があるとも言える。即ち ← [Who] are you looking for? の意味があると言うことが出来る。

Subjective, objective, possessive とか主格、目的格、所有格のような case の名称は上述の理由から 適当なものとは言わぬるものと言うべく、 nominative, accusative, dative, genitive のような名称はその意味が現代語の感覚からかけ離れているから却つて都合が好いと言えるであろう。特に nominative には「主」の意味はないのである事は注意すべきであつて、 nominative は主格ではなく、「名格」とも名づくべきものである。

「は」「が」と訳せたら nominative case であり、「を」は accusative case、「に」は dative case、「の」は genitive case であると言い、 dative case には 'to, for' の意味があり、 genitive case には 'of' の意味があると言うことは、四つの case がこれだけの意味を必ずもつてゐる事を意味するものではない。 He answered me a question. の me は to me とも for me とも paraphrase することは出来ない。それにも拘らず me には dative case の意味が存在しているのである。 He answered me a question. はこの文のままで me の case を判定しなければならない。 I asked him a question. は I asked a question of him. と考へると、 dative case の him には 'of' の意味があることになるけれども、これも I asked him a question. という文そのものから him の case を判断し得られる筈である。 a girls' school の girls' は 'of' を連想することなしに genitive case の意味が考えられる。「が」「は」「を」「に」「の」「to」「for」「of」の意味が case にあると言うのは便宜的なものであつて、これらは case の有する意味の片鱗に過ぎない。 case の本質たる「speech の中における direction」という事の中にすべての意味が包含されると言う方が適切である。

¹ Group-genitive という事も noun-equivalent に case を認める一つの例証と言えるであろう。

ろ boy は case の形態では ‘no-case’ であると言うべきである。そうして boy の「意味」の case には nominative と accusative と dative の三つの case を考えることが出来るのである。nominative case なるものは形態の如何に拘らず、意味的には case を超越することの出来るものであつて、例えば he-goat の he は [he] であつて、しかも nominative case たる事を脱脚しているものである。又 John, come here. の John を vocative case と名づける必要はないのであつて、comma は Johnを [John] とする符号であり、case から離脱させる工夫に他ならないのである。

もしもある人が “Your hand!” と叫んだとしたら、この短い speech の中から hand の case を定めようと求められても、nominative case か accusative case かを決める事は極めて困難だし、仮りに nominative case のつもりで、或は accusative case のつもりで表現しようとしても動詞を加えない限りにおいては表現不可能である。¹ 即ち noun には case のない場合 (no-case) がある事を認めなければならないのである。

7

Case は noun と pronoun に認められる文法範疇である。すると Where he is now is not known. の where he is now はこの文の主語である noun-equivalent であるが、noun ではないからその case は認めることが出来ないわけである。ところが where he is now が predicate verb の is と結びつくという事は where he is now が singular number, third person であることを認める事になると考えられるから、where he is now という noun-equivalent にも number と person の文法範疇を認めなければならない事になる。これはこの文を It is not known where he is now. と paraphrase することが出来る事から考えると、where he is now=it という見かたから生じる結果であると言える。そうすると it のもつ number, person の他に case も当然問題にしなければならないことになる。where he is now が it に相当するという事は where he is now の形態に具わる事実ではなくて、意味の上から帰結される事柄であるから、it の number, person, case と where he is now の number, person, case とは自ら別個のものであると言わなければならない。noun-equivalent には意味の面での number, person, case があると言うことが出来る。従つて Where he is now is not known. の where he is now は nominative case であり、I do not know where he is now. の where he is now は accusative case であると言える。case という文法範疇を noun, pronoun ばかりでなく noun-equivalent

¹ 「君の名は」を英訳して “Your Name” としても「は」は表現されない。「君の名を」の「を」も同様である。（“Me and My Russian Wife” という本が出たが、この me を「私に」「私を」と訳すわけには行かない。）

nesting では bird's nest において nest に対して bird's が genitive case なのであつて、bird's が nesting を modify するのではない。silk hat, Newfoundland dog のような noun+noun の構造では、はじめの noun が次の noun に対してどんな関係にあるかを示すべき形態的なしはないが、これは case がない事を示していると見ることが出来る。このような構造は一種の compound と見るべきであつて第一の noun は number, case を超越したものと考えられ、第二の noun との関係は word-formation の領域に属して、case の如き文法範疇の領域外である。

6

Case に nominative, genitive, dative, accusative の四つを認めることができることを述べて来たのであるが、noun と pronoun が speech の中でとる形態を case の面から見れば、名詞は 's を附けるものと附けないものに分れ、代名詞は nominative と genitive と dative, accusative の三つの形に分れる。しかしこれを形態的なものだけに限らないで意味的なものをも考慮に入れる事が current English には必要であるとすれば、やはり四つの case を設定すべきである。genitive case は speech の中で他の noun, pronoun に対するもの、nominative と dative は verb に対するもの、accusative は verb, preposition に対するものとして、これら四つの case に共通して case と称し得る本質的なものは何かと言えば、「speech の中で noun と pronoun の取る direction である」と言える。genitive case は他の名詞、代名詞に対して→の方向を示し（例えば Tom's →book）、accusative case は動詞、前置詞に対して←の方向を示し（例えば Tom reads ←(a) book./He looked for←(a) hat.）、dative case は accusative case の object を有する動詞に対して←'の方向を示し（例えば I gave←'him ←(a) book./I gave← it←'him./I gave←'him←it.）、nominative case の方向はそのような言わば 'kinetic direction' に対して 'static direction' とも称すべきもので、→で示すことが出来る（例えば I know John.）。→のしるしは nominative case が speech の中の noun, pronoun, verb, preposition に対して→, ←, ←'の何れの方向にもないことを意味しているものである。逆説的に言えば、→の示す方向は方向ではないのであつて、それが nominative case の意味である。代名詞を speech から切り離して単独に取り上げる場合に、例えば I, my, me の代表を I と言うのも I だからである。しかし又 kinetic な case の代名詞も又 static に用いられることがある。It is ←me. の如きがそれである。名詞は元来 static なものであるから、例えば boy はこれだけでは nominative case というよりもむしろ case と絶縁したものと見るべきである。A boy is running. では nominative case であり、I can see ←(a) boy running. では case のない boy がこの speech では accusative case となつているのである。この二つの文の boy の case を common case と称するのは不当であつて、むし

形態的には accusative case であつても意味的には nominative case であるのと同じである。

5

A pretty hat の pretty は adjective であつて hat を modify していると言ふ。ところが her hat の her も hat を modify しているのであるが、her は adjective-equivalent ではあつても adjective ではなくて pronoun である。pronoun の genitive case である。だが同じ pronoun でも、例えば this や which を用いて this hat, which hat と言えば、genitive case ではない this, which が hat を modify していて、whose hat の whose が who の genitive case であつて hat を modify しているのと趣を異にしている。故に genitive case を単に adjective case と説明するだけでは genitive case の本質を説明したことにはならない。her hat の her には she がひそんでいて、その she と hat との間の橋渡しをする 'of' の意味が her の形態で表明されているのである。ところが pretty hat の pretty と hat との間には 'of' を必要としないのである。a wealthy man は a man of wealth とも言えるから 'of' が入つているではないかと言えるかも知れないが、逆に a wealth's man とすることがなくて a wealthy man とするところを見ると、wealthy=of wealth としての of は case を示すものではないと考えられる。genitive case は本質的には 'personal' なものであると言わなければならない。that hat の that が genitive case でなく its hat の its が genitive case であるのは that の impersonal な性格に対して it の personal な性格を物語るものである。

A broad river, the name of which I have forgotten, forms the northern boundary of the province.

この文の中の the name of which を whose name とすることは出来るが、which name とすることは出来ない。which name の which は genitive case ではないから、もしも 'a broad river, which name...' と書けば、この which name は '...a broad river.) That river...' と書き直した文の that river に相当する意味をもつことになろう。

Betty's hat の 's が genitive case を表明しているのも her hat の her が genitive case を表明しているのと同じであつて、Betty と hat とを結びつけるために 'of' の意味の 's を Betty に附けたものであつて、これが genitive case の意味を担当するのである。genitive case の意味を→で図示することが出来る。

Betty's→hat her→hat

English history は history of England と同義だが (England's history は稀であろう)、English history の English に genitive case の意味がひそんでいるとは考えられない。bird's-nesting と bird-nesting の両様の書きかたがあるが、bird-nesting の bird には case distinction はないと言うべく、bird's-

subject の number と person が verb の number と person に一致しなければならない（例えば he goes ; they go）。しかしこの場合 subject が verb を ‘govern’ するのではなく、verb が subject を ‘govern’ するのではなくて、subject と verb とが number と person において互に ‘agree’ しているのである。government は ← で図示することが出来るけれども、agreement はそれが出来ないのである。he が nominative case であるという事は he が subject である事と切り離して考えるべき事であつて、object と accusative case との関係と似ている。John goes there. の John は subject であるが、He is John. の John は complement である。そして何れも nominative case であると言うのは文の要素としての subject, complement 等とは別に nominative case が存在している証拠である。he は形態的に nominative case たる事が明らかだが John はそれが明らかでない。しかし he も John もひとしく nominative case であると言えば nominative case の意味的なものの存在が考えられていると言うべきである。accusative case の意味は verb 又は preposition に govern されている事であつて、これを ← で示すことが出来るが、nominative case の意味は ← のような意味をもたないという消極的な意味をもつてゐると言うべきか。he goes の he には case があるべきであるが、その case は accusative, dative, genitive の何れでもないという意味での case であつて、それを nominative case と呼ぶのである。これを → で図示することが出来る。

[he] goes |[they] go

I know him. と He knows me. とを比較すると、何れも S + V + O の構造で、S と O とはその位置に関しては対蹠的 (antipodal) だと言えるが、それは nominative case と accusative case とが対蹠的であると言うことにはならない。もしもそうであれば、例えば I know him. は I know ← him. でなくて I → know ← him. としなければならないであろう。だが case に関しては I は him のように know に支配されることがないのである。I am Tom. は S + V + C の構造であつて I も Tom も nominative case である。これを I am Tom. で示すことが出来る。am に対する I と Tom の case の関係は「無関係」という関係である。（I は number と person において am と agree する。しかし Tom は am と agree してもいないし、まして両者の間に government も存在しない。）I found it to be him. の him の be に対する関係も be ← him と見て、him が accusative case である事は it との関係においてであつて、be との関係においては無関係であると言うべきである。It is I. は It is I. で、It is me. は It is ← me. であつて、I は形態的にも意味的にも nominative case であるが、me は形態的には accusative case であるが、意味的には nominative case であると言うべきである。言いかえればこの me は quotation substantive と見るべきもので、It is ‘me’. なのである。‘Me’ is the object of the verb. の me が

明することができないように、日本語の助詞も nominative case の意味を説明することは出来ない。しかしやはり意味はあるにちがいない。

He entered the room. は He went *into* the room. の意味であるし、He left the room. は He went *out of* the room. の意味である、と言うと、object の room の accusative case には ‘*into, out of*’ の意味があるのだと考えられるかも知れない。上の文を訳して「彼は部屋に入った」「彼は部屋を（から）出た」と言える。そうすると accusative case の意味は助詞の「に」「を」「から」に当ると言えるかも知れない。だがこれは nominative case に「は」「が」「も」等の意味があると言うのと同じように根拠のない事である。動詞とその目的語との間にかもし出される意味の種々相（例えば object of result, metonymic object 等）とは別に、accusative case の有する意味は存在するのである。

Object は verb 又は preposition に ‘govern’ されるものである。govern された object は accusative case である事が形式的に要求される。これを

$$V \leftarrow O \quad \text{Prep.} \leftarrow O$$

と図式化することが出来る。この \leftarrow が accusative case の symbol である。そこで verb が transitive であることを $V \leftarrow$ で示すことが出来る。Chocolate I don't like. の like はその性質上 like \leftarrow であると見るのが普通で、その \leftarrow の後に置かるべき object は \leftarrow chocolate であつて、文頭に置かれた chocolate は like まで読んではじめて \leftarrow chocolate たる事が明らかとなるのである。chocolate が accusative case である事は chocolate 自体に内在する性質のものでなくして chocolate とは離れて accusative case なるものが存在していて、この二つがこの文の中で結合されて \leftarrow chocolate となつたのである。I don't know who he is. では who he is が know の object であるが、who he is が accusative case であるとは言えない。case は noun 又は pronoun について言える事であつて、who he is のような noun-equivalent については言えない事であり、object は sentence 構成の要素として問題となるものであるのに対して、accusative case は文の要素として直接問題となるものではないのである。who he is は noun-equivalent ではあるが、noun でも pronoun でもないから accusative case であるとは言えない。しかし know \leftarrow の \leftarrow が who he is に附いて \leftarrow (who he is) となつたと考えることが出来て、who he is そのものには case はなくても、それに附隨的に accusative case の「意味」が加わるのだと解することが出来る。I know him. の him には \leftarrow him である事が him の語形に内在していると言えるから、形態と意味とが一体となつていると言える。ところが I know John. の John は形態的に \leftarrow John たる事を示すことが出来ない。 \leftarrow は外部から John に附加されたものであつて John に固有のものではない。しかしとにかく John に accusative case があると言うことは出来る。

Subject は predicate verb と結びついて sentence を構成する要素であるが、

case を示すべき形態的な特徴もなければ、それを paraphrase すべき方法もないのは he と同断である。

John saw Tom. の Tom には him を代入することも出来て、accusative case であるが、Tom も him も paraphrase によつて accusative case たる事を示すことは出来ないで、saw の目的語だからと説明するよりほかはない。

主語だから nominative case だ、目的語だから accusative case だと言つても subject=nominative case ; object=accusative case と言うのではない。又 nominative case=subject ; accusative case=object と言うのでもない。To see is to believe. の to see は subject ではあるが、nominative case ではない。to see は infinitive であつて noun ではないから、noun には case があつても、noun-equivalent としての verb の infinitive には noun の case と同じような case は考えがたいからである。I know you are right. の you are right は know の object である noun clause であるが、accusative case であるとは言いがたい。It is I. の I は nominative case だけれども、subject ではなくて complement である。又 It is me. の me は accusative case だけれども object ではなくて complement である。I found it to be him. の him は accusative case だけれども object ではなくて complement である。¹

Nominative case と accusative case には genitive case や dative case のように意味を示す手がかりが見つからないけれども、それでもやはり意味があるにはちがいない。

4

I am Tanaka. を和訳すると「私は田中です」又は「私が田中です」となる。そこで主語の I には助詞の「は」又は「が」に相当する意味がひそんでいて、それが主語の case を表明していると考えられる。しかしもしも「は」「が」が nominative case を表明するものとすれば、「私も見ました」「私だけ見ました」には「は」「が」がないから I also saw it. / I alone saw it. の I は nominative case ではないと言つたり、「も」「だけ」の助詞は「は」「が」と同じく nominative case を表明していると言つたりするならば、それは誤である。I saw it. を「私見ました」と訳したとすると、そのような助詞がないからこの文には nominative case がないというような妙な結論が生じまいものでもない。また I am Tanaka. の Tanaka も nominative case であるけれども、これを「田中が」「田中は」と訳すことは出来ない。英語の前置詞が nominative case の意味を説

¹ Complement は subject や object と関連するものであるから、complement の case はそれ自体で決定されるのでなくてその受ける subject や object の case をその case とすべきであろうが、It is me. のような例を考えると、complement の格が必ずしも subject や object のそれと等しいとは言えないようである。

them は direct object と言う。形の上で両者を区別することは出来ないようであるが、 I gave them *to* him. として同じ内容を表現することが出来るところを見ると、 him と them との間には差があることが分る。即ち I gave him them. から him を省いて I gave them. とすることが出来るが、 them を省いて I gave him. とすることは出来ない。 him は them に伴なつてはじめてこの speech の構造に参加することが出来るものであつて、 indirect object は direct object なしには成立しないものである。（もしも I gave him. という文が実際に用いられたとすれば、この him はもはや間接目的語ではなくて直接目的語になり、「私は彼を【誰かに】やつた」という意味の文になるであろう。 I wrote him a letter. と I wrote to him. とは同じ内容の文であるが、米国ではしばしば I wrote him. という表現が用いられて I wrote to him. と同じ意味である。しかし I wrote to him. = I wrote him. ということは意味の上での事であつて、 to him がこの場合間接目的語であるとは言わないのと同様に、 wrote him の him も間接目的語ではなくて直接目的語でなければならぬ。間接目的語は直接目的語なしには成立しない（建前からこう言えるのである。） indirect object を direct object と区別する方法として前置詞の to 又は for を加えて paraphrase することが出来る。（例えば I gave it him.=I gave it to him.） 言いかえれば indirect object の word の中には前置詞の to 又は for がひそんでいると言うことが出来る。それが現代英語における dative case の意味であると言える。 accusative case に比して dative case の用途は今ではこのように極めて局限されているので、文法家の中には dative case を認めないものもあり、又 dative と accusative の二つの case が形の上で区別がないという理由でこの二つをまとめて objective case と称するものもある。しかし意味の上での区別が存在する以上 accusative case とは別の case たる dative を設ける意義はたしかにあると思う。

Genitive case は形の上で他と区別することの出来る明瞭なしを有しているが、その意味するものは何であろうか。 John's book は the book of John と同義である。又 the book's cover の如き古風な表現は今では the cover of the book に取つて代られた。これらの例から genitive case には of の意味が存在していることが察しられる。（John's=John+of / [John に he を代用すれば] his=he+of）

Dative case や genitive case とは違つて nominative case と accusative case からはひそんでいる前置詞を探しだすことは出来ない。 I went there. の I には形態的に nominative case たる事が示されてはいるが、 dative case のように前置詞を用いて paraphrase する方法がなく、たゞ I は主語だから nominative case であると言うよりほかはない。 John went there. の John に代名詞を代入して He went there. と言えるから、 he が nominative case であると言うのと同じく、 John も nominative case であると言える。しかし John 自体には accusative

2

I looked at John. の John の代りに代名詞を用いれば I looked at *him*. として、I looked at *he*. とはしない。前置詞の at は目的語を支配して、それが accusative case たることを要求するからである。at him と at John とは同じ「前置詞+目的語¹」の構造であるから、この John も accusative case であると言わなければならない。at John の John のように前置詞の目的語が名詞の場合はその語形には何等の変化が加えられないが、at him の him のように代名詞の場合は accusative case の明白な形態的な選択が必要なことがある。しかし him と he とは意味に関しては共通しているものがあるのだから、at him でなくて at he でも間に合うと言つても無理ではなさそうである。at he でなくて at him とするのは要するに前置詞の次には目的語の accusative case が来なければならぬという形式的な規則に従つたまでのことであつて、意味の上では him にしなくとも he で事足りる筈のものである。at John の John にはこのような形式的な区別がないので、accusative case であるかないかを意識する必要もないわけである。口語では Who are you looking for? の who が whom とならない傾向があるのは、形式的な accusative case の reminder である for の羈絆を脱して文頭に位置するために、形式的な whom を用いる必要を感じないで who が選択されたと解される。これは前置詞の目的語だけでなく他動詞の目的語にもあてはまる現象である。I saw John. / I saw him. / Who did you see? 他動詞の see はその次に来る目的語を accusative case にする支配力を有しているけれども、名詞の John には形態の変化がなくて accusative case を選択する必要がなく、him は形の上で accusative case が選ばれたが、who になると see の支配力の及ばない位置のために John と同じように accusative case の形式を脱している。

他動詞や前置詞の目的語が accusative case であるという事は英語の case の全く形式的な面であつて、意味にはあまり関係のない事柄であるが、その他動詞や前置詞が目的語と離れた位置にあると、形式的な面までも無視されがちであることは現代英語の case が形式主義から次第に脱却して行くためだと見ることが出来よう。

3

I gave him three apples. の three apples に代名詞を用いれば、I gave him them. となる。him も them も目的語であるが、him は indirect object、

¹ 「前置詞は名詞、代名詞の前に置かれるものである。その名詞、代名詞を前置詞の目的語と称する。その目的語は目的格でなければならない。」という風に説明される。前置詞の次に来るものは必ず名詞、代名詞の word でなければならない。目的語であることが名詞、代名詞であることに優先してはならない。また accusative case であることが目的語であることに優先してはならない。

便利な方法であるが、

主格 (=主語) =は、が

目的格 (=目的語) =を、に

という事が言えるであろうか。便利な方法だとは言つても、例えば him を「彼を、彼に」と決めてしまつても、They robbed him of his property. の him を「彼を(に)」と訳すわけには行かないし、She stood near him. の him を「彼を(に)」と訳すわけには行かないとすると、him を「彼を、彼に」と訳すという便法が忽ち崩れてしまうのである。英語そのものには助詞がないから、助詞の助けなしに英語の格を判定するには普通どのような方法が取られるのであろうか。Alfred S. West : *The Revised English Grammar for Beginners* には 'How to tell the cases' という section があつて、次のように説明している。

(1) nominative を見いだすには動詞の前に who ? 又は what ? を置いてみよ。例えば 'The enemy took the town.' 'Who took the town ?' 'The enemy.' /'The town was taken by the enemy.' 'What was taken ?' 'The town.'

(2) accusative を見いだすには動詞とその主語の前に whom ? 又は what ? を置いてみよ。例えば 'The enemy took the town.' 'What did the enemy take ?' 'The town.'

(3) dative を見いだすには to (or for) whom ? 又は to (or for) what ? を置いてみよ。例えば 'Give me the book.' 'What do you give?' 'The book.' (これは direct object) 'To whom do you give it ?' 'To me.' (me は indirect object)

(4) genitive を見いだすには 's のしるしを探してみよ。

この方法を読んでみると、(3) と (4) はともかく、(1) と (2) は結局主語と目的語ということの認識から出発していることが分る。そしてこの方法は、例えば Tom is my brother. の brother の格や、The book is on the table. の table の格の決定に直接役に立つものではない。

Case とは名詞、代名詞が文中の他の語に対する関係であると普通定義される。しかし関係 (relation) という語はあまり広すぎて case の本質の把握には適当ではないのではないか。Speech の中の word 相互の間には常にある relation が存在する筈であるから、文の中で noun, pronoun と他の語との間に存在する関係と言えば case に限らないと言えるであろう。例えば I see a bird. と言えば、I と see との間には case のほかに number, person に関する agreement の関係があることが考えられ、bird と see との間には case のほかに government, voice 等の関係が考えられ、bird と a との間には case の関係は考えられないが、modification, subordination の関係が考えられる。特に case という関係を取り上げて説明しようとなれば單に関係という語で説明するだけでは不十分である。如何なる関係であるかを説く必要がある。

現代英語のCase

空 西 哲 郎

1

Case は noun と pronoun に認められる文法範疇である。Sweet は *A New English Grammar* の中で、nominative case は subject-case であり、accusative case は direct object case で、dative case は indirect object の関係にあつて interest-case であり、genitive case は adjunct であつて adjective case であると言つている。そうして又英語の名詞には genitive case を除いた他のcase には形の上で区別すべきしるしがないから、これらをまとめて common case と称し、人称代名詞では he と him のように形態上の区別があるので、前者は nominative case、後者は objective case で accusative と dative とを兼ねたものとしている。P. O. D. の case の項を見ると、

(Gram.) syntactical status of noun or pronoun (*subjective, objective, possessive, c.*), (in inflected langg.) form in noun or pronoun or adjective indicating this or certain other relations (*nominative, vocative, accusative, genitive, dative, ablative, instrumental, locative, &c., c.*).

と説明しているから、Fowler も Sweet のように現代英語に三つの case を認めて、subject と object とを示す case をそれぞれ subjective, objective と名づけ、possessive は possession の意味を示す case だからこのように名づけたものであろう。日本でも主格、目的格、所有格の名称が行われているのも同じような考え方かたによるものであろう。そこで主格と主語は互に連想されて、これを「が、は」の助詞によつて判断し、目的格と目的語も互に連想されて、これを「を、に」の助詞によつて判別しようとする。所有格に所有の意味があることはその名称からすぐ連想されることではあるが、それよりもむしろその形態上の特徴たる 's の訴える力の方が強い。主語 (subject) だから主格 (subjective case) である、目的語 (object) だから目的格 (objective case) であるとか、逆に主格だから主語である、目的格だから目的語であると考えるのは大変都合の好い便利なやりかたであるが、それでは

主語=主格

(subject=subjective case)

目的語=目的格

(object=objective case)

という事が言えるのであろうか。助詞によつて格を区別するというのも日本人には